



平成28年4月15日

福岡市政記者 各位

## 須崎地区における屋台の移転について ～屋台の移転再配置 第2弾～

福岡市では、「福岡市屋台基本条例」に基づき、「屋台が市民、地域住民及び観光客に親しまれ、福岡のまちと共生する持続可能な存在となる」ことを目指し、屋台営業の「適正化」に取り組んでおります。

その一環として、屋台設置後に十分な歩道幅員が確保できていない地区の屋台を適正な場所へ移転再配置することとしており、平成28年2月に長浜地区の屋台移転が完了しました。

このたび、移転再配置の第2弾として、須崎地区の屋台が現在の須崎町の博多川沿いから昭和通り沿いの中洲中島町に、4月20日(水)に移転することとなりました。

移転先には、福岡市が整備した上・下水道設備等が完備しており、ゴールデンウィーク前に“須崎屋台”がリニューアルします。



【問い合わせ】

道路下水道局管理部路政課 井上

TEL 092-711-4457 (内線 3010)